高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 26 年７月 17 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑵⑳に、次を加える。

企画割引「ぶらり中国道・山陰路周遊フリーパス2014」

イ　割引をする自動車

ハ①に定める期間のうち連続する最大３日間又はハ②に定める期間のうち連続する最大２日間に、ニ①ａ、ｂ、ｃ又はｄに定めるインターチェンジからニ②ａに定めるインターチェンジまで往復し、ニ②ａに定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。以下同じ。）及びニ①ｅに定めるインターチェンジからニ②ｂに定めるインターチェンジまで往復し、ニ②ｂに定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ロ　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、ハ実施する期間及びニ①出発及び到着エリアに対して次のとおりとする。

	ニ①ａ		ニ①ｂ		ニ①ｃ		ニ①ｄ		ニ①ｅ	
	ハ①	ハ②	ハ①	ハ②	ハ①	ハ②	ハ①	ハ②	ハ①	ハ②
軽自動車等	7,800円	6,000円	6,800円	4,800円	6,800円	4,800円	7,300円	5,600円	5,200円	4,000円
普通車	9,800円	7,500円	8,500円	6,000円	8,500円	6,000円	9,200円	7,000円	6,500円	5,000円

ハ　実施する期間

①　平成26年７月18日から平成26年11月30日まで。

②　平成26年７月18日から平成26年11月30日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日及び平成26年９月22日

ニ　適用インターチェンジ

①　出発及び到着エリア

a	高速自動車国道中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから茨木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、久御山淀インターチェンジは除く。）及び高速自動車国道中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジから宝塚インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
b	高速自動車国道中国縦貫自動車道の西宮北インターチェンジから福崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジから山陽姫路西インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道28号の神戸西インターチェンジ及び布施畑インターチェンジ。
c	高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の門司インターチェンジから若宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道東九州自動車道の苅田北九州空港インターチェンジ、行橋インターチェンジ及び高速自動車国道関門自動車道の門司港インターチェンジ。
d	高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の古賀インターチェンジから久留米インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線の筑後小郡インターチェンジ。
e	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の備前インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び岩国インターチェンジから山口南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジ、一般国道２号（広島岩国道路）の廿日市インターチェンジから大竹インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道30号の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

②　周遊エリア

a	高速自動車国道中国縦貫自動車道の佐用インターチェンジから下関インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び佐用東インターチェンジ、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の山陽インターチェンジから玉島インターチェンジまでの各インターチェンジ、広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び岩国インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線の賀陽インターチェンジ、有漢インターチェンジ及び久世インターチェンジから米子インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線の三刀屋木次インターチェンジから松江玉造インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジ、広島北インターチェンジ及び大朝インターチェンジから浜田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線の斐川インターチェンジ及び出雲インターチェンジ、一般国道２号（広島岩国道路）の廿日市インターチェンジから大竹インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道９号（安来道路）の米子西インターチェンジから東出雲インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道９号（江津道路）の江津インターチェンジから浜田東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
b	高速自動車国道中国縦貫自動車道の佐用インターチェンジから下関インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び佐用東インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線の賀陽インターチェンジ、有漢インターチェンジ及び久世インターチェンジから米子インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線の三刀屋木次インターチェンジから松江玉造インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島北インターチェンジ及び大朝インターチェンジから浜田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線の斐川インターチェンジ及び出雲インターチェンジ、一般国道９号（安来道路）の米子西インターチェンジから東出雲インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道９号（江津道路）の江津インターチェンジから浜田東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

ホ　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「舞鶴若狭自動車道全通記念乗り放題プラン」

イ　割引をする自動車

⑴　福井・京都・滋賀周遊エリア内乗り放題３日間コース

ハに定める期間のうち連続する３日間以内に、ニ⑴に定める適用区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行す